

## 久我山一丁目都有地を活用した障害者施設の整備について

都営久我山一丁目第2団地建設計画に伴う都有地の活用について、平成29年5月に重度知的障害者通所施設、認知症高齢者グループホーム及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行う方針を決定しました。この方針に基づき、令和2年8月に整備・運営事業者の公募を実施はしましたが、応募が無かったことから事業者の選定に至りませんでした。ついては、公募条件及び整備費補助額等を見直し、以下の通り再公募を行うこととしましたのでご報告します。

### 1 公募条件の見直し

当初の公募条件では、高齢者事業と障害者事業の両事業の実績を求めたが、両事業の実績がある法人数が少なかったことや、両事業の組合せによる採算性の課題などから応募が無かったため、公募条件を見直した結果、以下の理由から、障害者事業のみの施設として再公募することとし、重度知的障害者通所施設（生活介護）のほか、知的障害者グループホーム等を併設することとする。

- ① 区内の重度知的障害者通所施設（生活介護）は、数年後には定員に達する見込みのため、施設整備が喫緊の課題であること。
- ② 認知症高齢者グループホームについては、令和3年4月に、同じ高井戸圏域内の施設において増床する計画の申し出があり、当該地での整備の代替となる見通しが立ったこと。
- ③ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所は、単独での設置では安定した運営が難しいため、認知症高齢者グループホーム等との併設を基本として整備を進めているが、当面の間は同圏域及び近隣圏域の既存施設の利用で対応可能であること。
- ④ 知的障害者グループホーム及び短期入所（緊急ショートステイ）の整備について、区内障害者団体からの要望が多いこと。

### 2 公募条件の概要

- 施設
  - ・ 重度知的障害者通所施設（生活介護）……定員40人（当初公募は30人）
  - ・ 知的障害者グループホーム……定員10人（公募条件の見直しにより新規）
  - ・ 短期入所……2人以上（公募条件の見直しにより新規）
  - ・ 緊急ショートステイ……1人以上（公募条件の見直しにより新規）
  - ・ 地域開放スペース（当初公募と同様30㎡）
- 整備主体
  - ・ 障害者総合支援法に定める同種の障害福祉サービス事業を令和3年4月1日現在1年間以上運営している法人等であること。

### 3 区の補助概要等

#### （1）施設整備費補助

- 事業者は、国及び都の施設整備補助制度を活用することとするが、補助協議の結果、国及び都の補助額が補助制度に基づき試算した補助額に満たない場合は、その差額について区が補助する。
- グループホーム整備にかかる費用の一部を補助する。
- 地域開放スペースの設置については、施設整備費補助として、補助対象面積30㎡に㎡単価45万円を乗じた額を補助する。

(2) 開設準備経費等補助

質の高い人材を確保するため、開設前の準備経費として、「東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」に基づく基準により算出された職員数の1/2に対する人件費相当額について、6か月分を上限に補助する。

(3) その他の補助

①運営費補助

【生活介護】

- 理学療法、作業療法実施にかかる人件費の一部を補助する。
- 重度障害者受入れによる職員増員配置支援のため、施設利用者数に応じて非常勤職員の人件費相当額を補助する。
- 施設運営の安定化を図るため、事業開始後3年間は、毎月1日を基準に利用者が定員を下回る場合は、定員の9割を基準人数として、基準人数から利用者数を減じて得た人数分に年サービス報酬費相当額を乗じた金額を運営費として補助する。
- 利用者の送迎等にかかるバス借上げ費用を補助する。

【グループホーム】

安全管理及び運営支援として、重度障害者の受入れに対して、常勤職員の人件費相当額を補助する。

②土地賃借料補助

本事業は事業者が都から土地を借り受け、施設整備・運営を行うが、施設運営の安定を図るため、事業者と都の土地賃貸借契約締結後から工事期間中及び事業開始後5年間は土地賃借料を全額補助する。事業開始後5年間経過後については、事業者の経営状況を鑑み、補助の可否を含め改めて検討する。

**4 今後のスケジュール（予定）**

令和3年	7～9月	事業者公募
	12月	推薦事業者の選定（区）
令和4年	2月	事業者決定（都）
令和5年	10月	事業者と都による土地賃貸借契約締結
	12月～	施設建設工事（事業者）
令和7年	4月	開設